

独立行政法人国立文化財機構契約情報公表要項

平成20年3月14日

理事長裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）が締結した支出の原因となる契約に係る公表の実施について定めるものとする。

(内容を公表する契約)

第2条 機構の支出の原因となる契約のうち、別途定める契約の内容について公表するものとする。

(公表する時期及び方法)

第3条 公表は、四半期ごとに前条の契約を取りまとめて、当該四半期の翌月に、ホームページ上で閲覧に供する方法により行うものとする。

(公表期間)

第4条 対象契約の公表の期間は、前条により公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

附 則

この要項は、平成20年1月1日より施行する。